

県大教ニュース

滋賀県立大学教職員組合

2018/9 年度第 1 号（臨時号） 2018 年 12 月 6 日発行

県大教は過半数代表候補として河かおるさんを推薦します。

◆ 2019 年度過半数代表信任投票の期間は

12 月 10 日(月)10 時～12 月 14 日(金)16 時

忘れずに投票しましょう！

10 月 1 日（月）に、人間文化学部会議室において、滋賀県立大学教職員組合（県大教）の本年度の総会を開催しました。

その中で、過半数代表選挙について、「労働組合としての県大教の立場と過半数代表の立場を連携させて、課題に取り組むことが、要求を前進させるうえで重要である」との考えから、今後は県大教組合員から立候補者を出し、当選を目指して取り組む方針が確認されました。

そこで、今回、県大教の委員である河かおるさん（人間文化学部）が、引き続き過半数代表としての役割を果たすべく立候補されました。

皆様におかれましては、是非、県大教の趣旨をご理解いただき、以下の所信表明と丸尾新委員長の推薦文をご一読いただき、来週の投票に臨んでいただければ幸いです。

◆ 河かおるさんの所信表明

私は 2002 年度に滋賀県立大学に着任した時から、滋賀県立大学教職員組合（県大教）に加入し、組合の活動にも積極的に取り組んできました。2017 年 9 月より過半数代表を務め、有期雇用職員の無期転換問題、退職金削減問題、36 協定締結に際しての長時間労働問題等において、県大教と協力しながら労働者の立場にたった意見を使用者側に伝え、一定の成果をあげてきました。

2018 年度は残り僅かですが、6 月の彦根労働基準監督署による臨検で、専門業務型裁量労働制の適用に関して指導事項があった関係で、今年度の対応、および来年度に向けての専門業務型裁量労働の労使協定をどのような内容とするかについて、大きな課題が残っております。

また 2019 年度も、働き方改革関連法の 2020 年 4 月からの施行を前に、様々な労働条件変更事案があることが予想されます。例えば、正規職と非正規職の間の不合理な待遇差をなくすことに関連しては、県でも 2020 年度から会計年度任用職員制度がスタートすることになっており、これと連動して本学における契約職員の待遇も変える必要があります。

このような課題に、労働者の立場にたって対応していくためには、憲法と労働組合法により労働三権が保障された労働組合である県大教と過半数代表が連携していくことが重要です。県大教は、滋賀県職員労働組合総連合(県職労連)や全国大学高専教職員組合(全大教)に加盟しており、県や全国の国公立大学の情報を把握できます。これらの情報は、労使交渉や過半数代表の意見提出に欠かせないもので、それができるのは本学に 1 つしかない労働組合である県大教だけです。

県大教の推薦を受けている私が過半数代表となることにより、この連携が実現します。皆様の 1 票をそのために行使していただければ幸いです。

◆ 丸尾委員長からの推薦のことば

立候補者の河先生は、組合役員として、昨年度は過半数代表としても有期雇用職員の無期転換、退職金削減問題、助教の裁量労働制、大学運営費交付金配分など、大学職員全体に資する大きな働きをされてきました。次年度の過半数代表候補者として推薦します。

(丸尾雅啓)

◆ 新役員紹介

県大教新役員は以下のとおりです。どうぞよろしくお願ひします。

(次ページ)

